

情報技術の利用に伴い、大学図書館における図書館サービスも多様化しているが、情報技術を利用した効率的な図書館サービスの提供にあたっては、法令に基づく提供が当然のことながら義務づけられる。しかしながら、図書館サービスや業務の効率化を目的とした各種技術開発が行われる一方で、実際の運用にあたっては必ずしも法令に基づく手続が遵守されていなかったり、取扱いの手続や運用について法的な解釈が曖昧なままになっていることも多い。とりわけ、大学図書館における著作権問題については、複製及び公衆送信に係る新たな情報技術の利用に伴い、様々な問題が生じ検討が行われてきている。

1. 著作権制度の目的

- ・ 著作権及び著作隣接権の保護
- ・ 著作物等の公正な利用
- ・ 文化の発展に寄与

2. 遵守法令・ガイドライン

2.1. 法令

- 著作権法
- 著作権法施行令
- 著作権法施行規則

2.2. ガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における文献複写に関する実務要項」（平成 15 年 1 月 30 日）（以下「実務要項」という。）
- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」（平成 17 年 7 月 15 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（平成 18 年 1 月 1 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成 18 年 1 月 1 日）
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』に関する Q & A」、「『複製物の写り込みに関するガイドライン』に関する Q

& A」(平成 18 年 1 月 1 日)

- 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題 Q & A (第 5 版)」(平成 18 年 3 月 23 日)(以下「著作権問題 Q & A」という。)

3. 著作権問題 Q & A

1. セルフコピー、私的複製
2. 公表された著作物の一部分
3. 発行後相当期間
4. I L L
5. 企業等からの複製依頼
6. F A X、D D S
7. オンライン情報、データベース
8. 映像資料、音楽資料、録音資料
9. 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
10. 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
11. 寄託資料、リザーブブック
12. 資料保存のための複製
13. 広報、展示
14. その他の複製等の問題
15. 貸出、公貸権
16. 利用許諾、罰則

4. 図書館等における複製

4.1. 著作権法 31 条の定める図書館(著作権法施行令第 1 条の 3)

- 国立国会図書館(柱書)
- 公共図書館(1号:図書館法 2 条 1 項の図書館)
- 大学や高専の図書館(2号:学校教育法 1 条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設)
- 特別法に基づく高等教育機関(防衛大学校や水産大学校)の図書館(3号:学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館)
- 公共施設(4号:一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの)
- 研究所等が設置する施設(5号:学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの)

- 公益法人が設置する施設（6号：公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの）

指定施設（40：統合・廃止により現在 36）

国立東京第二病院図書室、国立療養所東京病院図書室、(社)日本医師会医学図書館、(社)日本歯科医師会資料室、(社)日本原子力産業会議資料室、東京商工会議所商工図書館、名古屋商工会議所図書館、大阪商工会議所図書館、(社)経済団体連合会経団連図書館、(社)東京銀行協会銀行図書館、(財)社会経済生産性本部生産性研究所資料室、(社)全国市有物件災害共済会防災専門図書館、(財)原子力弘済会資料センター、金属鋳業事業団資料センター、宗教学法人立正佼成会佼成図書館、(社)鋼材倶楽部資料室、(財)日本医薬情報センター附属図書館、雇用促進事業団全国勤労青少年会館図書館、(財)機械振興協会機械工業図書館、(社)日本鉄鋼連盟資料室、(社)日本化学会化学図書館・情報センター、日本貿易振興会大阪本部資料センター、(社)日本看護協会看護研修センター図書室、中小企業事業団中小企業情報センター、(財)海事産業研究所海事資料センター、(財)原子力安全研究協会資料室、高圧ガス保安協会保安情報センター、国際交流基金図書館、国立婦人教育会館婦人教育情報センター、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所、(社)都市開発協会都市問題図書館、(社)土木学会附属土木図書館、科学技術振興事業団情報資料館、科学技術振興事業団筑波資料センター、日本貿易振興会図書館、(財)国際通信経済研究所資料室

4.2. 複製の主体、対象及び態様

- ・図書館その他の施設で政令で定めるもの
- ・営利を目的としない事業
- ・対象となる図書館資料の範囲
- ・利用者が持ち込むハンディスキャナによる読み取り
- ・携帯カメラによる撮影をめぐる問題

所蔵文献の携帯カメラによる撮影やハンディスキャナによる読み取りは、著作権法第30条の私的使用目的の複製として許容される範囲か否かが問題となる。したがって、図書館が管理権に基づいて当該複製を禁止するか否かは、著作権法に基づくものではなく、管理者の判断に委ねられている。

4.3. 利用者の求めによる複製

- ・利用者の調査研究の用に供するため
- ・図書館利用者に複製権を認めたものではない（「複写サービス事件」東京地判平成7年4月28日）
- ・公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供

4.4. 図書館資料保存のための複製

- ・各種記録媒体への保存
- ・技術の進歩と記録媒体の変遷への対応

4.5. 他の図書館等の求めによる複製

- ・他の図書館等とは、著作権法施行令第1条の3に定めるものに限られる

4.6. 大学図書館における文献複写・図書館間相互協力の現状

- 文部科学省「平成16年度大学図書館実態調査結果報告」（平成17年3月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/05070501.htm.

5. 複製について

5.1. 実務要項

- 文献複写に関する実務要項の適用範囲
 - ・セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲
 - ・大学図書館の範囲
- 著作権法尊重態度の周知
 - ・周知（図書館利用者（教職員・学生等）への著作権尊重の重要性及び複写範囲の周知）
 - ・周知内容（容認する複写の範囲等）
- セルフ式自動コピー機による複製
 - ・コピー機の管理
 - ・複写申込
 - ・誓約書
 - ・点検
 - ・予防措置
 - ・その他：プライバシー保護

5.2. 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供

- 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供について
- 「図書」の範囲
 - ・雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれない
- 図書の借受
 - ・「入手困難な場合」とは
- 複製の受付・作成
 - ・貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること
 - ・「貸出館が明示的に禁止している場合」とは
 - ・著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続
- 図書の購入努力義務

5.3. 複製物の写り込み

- 複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分の取り扱い
- 複製物の作製
 - ・同一紙面（原則として1頁を単位とする）とは
- 全部又は大部分の複製の禁止
- 対象資料の範囲
 - ・除外：①楽譜、②地図、③写真集・画集（書の著作物を含む）、④雑誌の最新号

- ・複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合

6. 公衆送信について

6.1. 図書館間相互利用

- 依頼及び受付に係る手続
- 複製及び送付に係る手続
 - ・有体通信（郵便・宅配便等）を利用した送付
 - ・無体通信（FAX・インターネット等）を利用した送付
- 中間複製物の破棄
 - ・無体通信を利用した送信時に作成された画像イメージの破棄
- 資料の購入努力義務
 - ・同一資料の反復複製依頼時の購入努力（年間 11 回以上）
- 契約及び合意の内容
 - ・契約及び合意の当事者
 - 契約の締結（株式会社日本著作出版権管理システム<<http://www.jcls.co.jp>>）
 - 合意書の取り交わし（有限責任中間法人学術著作権協会<<http://www.jaacc.jp>>）
 - ・大学図書館の範囲
 - ・対象となる資料

7. 近時の権利制限をめぐる検討状況について

- 「文化審議会著作権分科会報告書」（平成 18 年 1 月）法制問題小委員会において、「図書館関係の権利制限」、「障害者福祉関係の権利制限」、及び「学校教育関係の権利制限」に係る問題について以下の通り検討がなされている。

7.1. 図書館関係の権利制限について

- ①著作権法第 31 条の「図書館資料」に、他の図書館等から借り受けた図書館資料を含めることについて
- ②図書館等においてファクシミリ、電子メール等を利用して、著作物の複製物を送付することについて
- ③図書館等において、調査研究の目的でインターネット上の情報をプリントアウトすることについて
- ④「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製することについて
- ⑤図書館等における、官公庁作成広報資料及び報告書等の全部分の複写による提供について

- ⑥著作権法第37条第3項について、複製の方法を録音に限定しないこと、利用者を視覚障害者に限定しないこと、対象施設を視聴覚障害者情報提供施設等に限定しないこと、視覚障害者を含む読書に障害をもつ人の利用に供するため公表された著作物の公衆送信等を認めることについて

7.2. 障害者福祉関係の権利制限について

- ①視覚障害者情報提供施設等において、専ら視覚障害者に対し、公表された録音図書の公衆送信をできるようにすることについて
- ②聴覚障害者情報提供施設において、専ら聴覚障害者向けの貸出しの用に供するため、公表された著作物（映像によるもの）に手話や字幕による複製について。また、手話や字幕により複製した著作物（映像によるもの）の公衆送信について
- ③聴覚障害者向けの字幕に関する翻案権の制限について、知的障害者や発達障害者等にもわかるように、翻案（要約等）することについて
- ④ 私的使用のための著作物の複製は、当該使用する者が複製できるとされているが、視覚障害者等の者は自ら複製することが不可能であるから、一定の条件を満たす第三者が録音等による形式で複製することについて

7.3. 学校教育関係の権利制限について

- ①eラーニングが推進できるように、学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く）の授業の過程で使用する目的の場合には、必要と認められる限度で、授業を受ける者に対して著作物を自動公衆送信（送信可能化を含む）することについて
- ②第35条第1項の規定により複製された著作物については、「当該教育機関の教育の過程」においても使用できるようにする（目的外使用ではないこととする）とともに、教育機関内のサーバに蓄積することについて
- ③同一構内における無線LANについても、有線LAN同様、原則として公衆送信にはあたらないこととするについて

8. その他の関係法令及び課題

8.1. 個人情報の取扱い

- 個人情報保護関連五法
- ・利用者情報・利用情報（記録）の取扱い（著作権法に基づく各種手続において利用者から取得する個人情報の取扱い）
 - ・個人情報関係資料の取扱い（図書館資料としての名簿の取扱い、目録）
 - 日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則（NCR）との関係について」（2005年6月11日）
 - ・情報セキュリティ対策（組織、人、物、技術）（図書館における Winny の利用は論外）

8.2. RFID の利用

- 総務省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成16年6月8日)
 - ・図書館における RFID の導入に伴うガイドライン策定の必要性

【参考文献】

- 名和小太郎、山本順一『図書館と著作権』日本図書館協会(2005)
- 日本図書館協会著作権委員会編『図書館サービスと著作権[改訂第2版]』日本図書館協会(2005)
- 青弓社編集部編『情報は誰のものか?』青弓社(2004)
- 山本順一『電子時代の著作権』勉誠出版(1999)